

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム運営要領（案）

平成 30 年 8 月 xx 日
文部科学省幹部職員の事案等に関する
調査・検証チーム決定

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム（以下、「調査・検証チーム」という。）の議事の手続きその他調査・検証チームの運営に関しては、「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームの設置について（平成 30 年 8 月 15 日文部科学大臣決定）」に定めるもののほか、以下のとおりとする。

（会議の招集）

第 1 条 調査・検証チームの会議は、座長の招集により開催する。

2 座長が必要と認める場合には、文書その他の方法により会議を開くことができる。

（会議の議決）

第 2 条 調査・検証チームの議事は、原則として出席メンバー全員の一致により決するものとする。

2 前項で規定された出席者全員の一致が見られない場合にあっては、座長の裁断により、出席メンバーの過半数によって決することができる。なお、それでも可否同数のときは、座長の決するところによる。

（会議等の公開）

第 3 条 調査・検証チームの会議は、非公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議の全部又は一部を公開することができる。

2 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成し、座長及びメンバーの確認を得て公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 会議の概要及び結果
- 五 その他必要な事項

3 会議の配布資料は、原則として公開とする。ただし、その全部又は一部を公開することが次の各号のいずれかに該当する場合、その他座長が必要と認める場合には、当該部分を非公開とすることができる。

一 個人又は法人の権利若しくは正当な利益又は公共の利益を害するおそれがある場合

二 その他調査・検証チームの適正な活動に支障を及ぼすおそれがある場合

(作業チームの設置)

第4条 調査・検証チームは、調査・検証協力者を指名して、作業チームを設置することができる。作業チームは、調査・検証チームの指示の下、メンバーとともに又はメンバーに代わり、必要な資料の分析及びヒアリング等を実施することができる。

2 調査・検証協力者は、調査・検証チームによる検証の過程で知り得た秘密は、その任務の終了等により調査・検証協力者でなくなった後も含め、外部に漏らさない。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、調査・検証チームの運営に関し必要な事項は、座長が定める。